

BCP実践促進助成金

対象物品、設備 編


物品・設備が対象か否かのご判断の参考にお使いくください。
併せて、募集要項の確認もお願いいたします。

※ 本助成金には審査があります。審査の視点の詳細につきましては、募集要項をご確認ください。

使い方

- Acrobat Readerでの閲覧を推奨しています。
- 前のスライドに戻る際は『Alt+←（左）』を使ってください。
（戻るボタンがある場合は、戻るボタンからも戻れます）

注意点

- 個別製品が対象か対象でないかの判断は、お電話をいただきましてもご対応いたしかねます。
- BCPは必須です。BCPには<BCPに必要な項目について>の内容が記載されている必要があります。 →  ←BCPに必要な項目について
- 同等性能の製品の市場価格と比較して、大きく乖離のある申請品目は助成対象となりません。
- 事業継続のための必要最低限の物品を申請してください。

対象物品・設備 <目次>

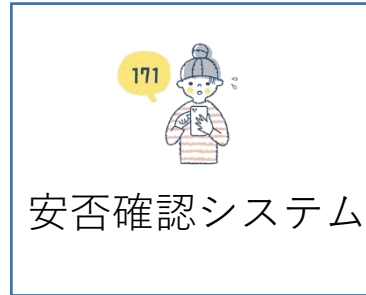
確認したい物品、設備を押してください。



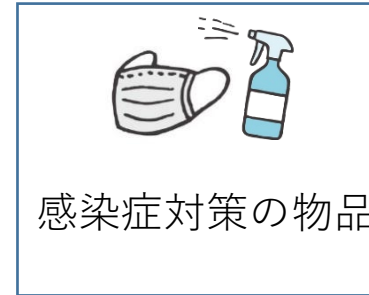
P.4～



P.7～



P.11～



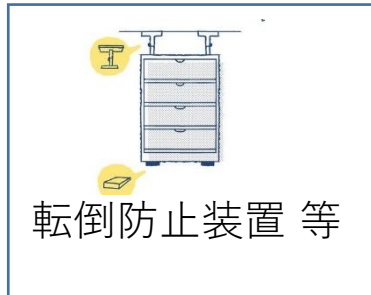
P.12～



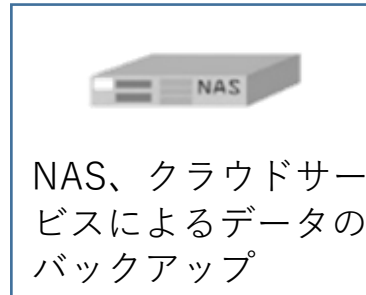
P.15～



P.17～



P.19～



P.20～



P.24～



P.29～



対象となる経費

<従業員用の備蓄品>

対象経費の一例

保存水
非常食
簡易トイレ
ヘッドライト
ヘルメット
寝袋
ラジオ
等

非常用・防災用備蓄品リストを参考にしてください。

非常用・防災用備蓄品リスト

対象経費とはならない一例

日常使用可能なモバイルバッテリー
パソコン
電気自動車
金庫
冷蔵庫
乾電池
保存期間の短い水
等

【対象外となる経費】

- ・ 消耗品、汎用性の高い備品、機器など
- ・ 車輛
- ・ 通常業務で使用する汎用性が高いもの
- ・ 5年間保存、使用ができないもの
- ・ 非常用・災害用として不適切なもの
(対象外の一例です。詳細は募集要項をご確認ください)



→次のページ



←目次へ戻る



対象となる経費 <従業員用の備蓄品>

注意点

- ・ 東京都のガイドラインでは従業員が **3日間帰宅困難** になった場合に必要な備蓄品を想定

- ・ 従業員用の備蓄品が対象

(来客用、介護施設の利用者、周辺住民に配布 等は対象外)



→次のページ



←目次へ戻る

対象となる経費 〈従業員用の備蓄品〉

右に記すリスト内は、
『設置場所の従業員（役員を含む）
× 30,000円』
を上限に申請可能

右に記すリスト内の備蓄品等は、
申請書の8費用明細（1）に記入
それ以外は、
申請書の8費用明細（2）
に記入してください

非常用・防災用備蓄品リスト（28品目）

番号	品名	数量の上限
1	防災セット	BCPに記載の必要量
2	保存水	3L×3日×従業員数分
3	非常食	3食×3日×従業員数分
4	簡易トイレ	BCPに記載の必要量
5	常備用カイロ	BCPに記載の必要量
6	救急箱	BCPに記載の必要量
7	ヘルメット	BCPに記載の必要量
8	ヘッドライト・懐中電灯	BCPに記載の必要量
9	軍手	BCPに記載の必要量
10	寝袋	BCPに記載の必要量
11	マット	BCPに記載の必要量
12	毛布・ブランケット	BCPに記載の必要量
13	レインコート・ポンチョ	BCPに記載の必要量
14	ランタン	BCPに記載の必要量
15	ラジオ	BCPに記載の必要量
16	カセットコンロ	BCPに記載の必要量
17	カセットボンベ	BCPに記載の必要量
18	ライター・点火棒	BCPに記載の必要量
19	給水袋（ポリタンク）	BCPに記載の必要量
20	ポリ袋	BCPに記載の必要量
21	ラップ	BCPに記載の必要量
22	ガムテープ	BCPに記載の必要量
23	防災ウエットティッシュ	BCPに記載の必要量
24	防災用トイレットペーパー	BCPに記載の必要量
25	防災用生理用品	BCPに記載の必要量
26	マスク	2枚×60日×従業員数分
27	アルコールスプレー	5ml×5回×60日×従業員数分
28	ビニール手袋	BCPに記載の必要量

3 / 3



※ 従業員数分には、役員を含めても良い

BCPに記載の必要量は、自社の従業員が使用する分以外が含まれている場合、その分減額となります。



←目次へ戻る



対象となる経費

<発電機・ポータブル電源>

対象経費の一例

ポータブル電源

発電機

無停電電源装置（UPS）

ポータブル太陽光パネル 等

対象経費とはならない一例

日常使用可能なモバイルバッテリー

設置型蓄電池

設置型ソーラーパネル 等

【対象外となる経費】

- ・ 太陽光パネル・ポータブル電源については、可搬式でない機器
- ・ 太陽光パネル・ポータブル電源・発電機については、平常時にも売電・節電に使用する機器

（対象外の一例です。詳細は募集要項をご確認ください）



→次のページ



←目次へ戻る



対象となる経費 <発電機・ポータブル電源>

注意点

- ・ 申請する機器を選定した**根拠**（申請書別紙）の提出が必要
→ 申請書の『別紙_ポータブル電源・NAS等』をご記入ください（次ページ参照）。

緊急事態での最低限必要な消費電力や事業継続のために必要不可欠な機器を稼働させる電力を確保することが目的です。日常での業務と同程度の電力を確保することを考えている場合は対象外となります

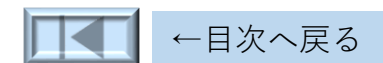
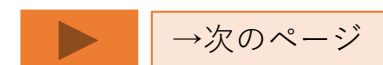
[→次のページ](#)[←目次へ戻る](#)



対象となる経費 <発電機・ポータブル電源>

注意点

- ・被災下において「通常通りの営業」を行うことを想定したものではありません。
- ・安全性の観点から使用の難しい製品への電源供給をご検討の場合は、**対象外**となります。





対象となる経費 <発電機・ポータブル電源>

(参考) 申請書別紙記入例

ポータブル電源・ソーラーパネル・発電機等選定基準

(注意)ポータブル電源、発電機等は、被災下において「平時の営業」を行うことを想定したものではありません。
事業継続を目的として稼働させる必要のない分の消費電力、緊急事態での最低限必要な消費電力では無く、日常での業務と同程度を消費電力と考えている場合は対象外となります。

1) 必要電力量

	(想定使用)物品	消費電力 (W)	1日の稼働時間	(想定使用)日数	(想定使用)数量	必要電力(合計)	備考
1	デスクトップPC	120	2台	3日	1台	720	社内・取引先との連絡用
2	ノートPC	30	2台	3日	2台	360	社内・取引先との連絡用
3	スマートホン	15	4台	3日	8台	1,440	社内・取引先との連絡用
4	WiFiルーター	10	8台	3日	1台	240	取引先との連絡用
5	FAX	50	4台	3日	1台	600	取引先との連絡用
6	デスクライト	15	4台	3日	4台	720	
7						0	
8						0	
合計						4,080	

2) ポータブル電源容量

	機種名	定格出力	容量 (Wh)	数量	合計容量 (Wh)
1	〇〇×× (ポータブル電源)	2,200W	2,040	2台	4,080
2					0
合計					4,080

ソーラーパネル出力

	機種名	最大出力	数量	合計出力 (Wh)	備考
1				0	
2				0	
合計				0	

1) 必要電力量の合計と 2) ポータブル電源容量 (ソーラーパネル出力の合計も加味) の合計の数値に乖離があり、2) の合計値の方が大きい場合、助成対象外となることがあります。



←目次へ戻る



対象となる経費 <安否確認システム>

注意点

- ・ 従業員用の安否確認を行うためのシステムの導入、サブスクリプション契約によるサービスの利用が対象
- ・ サブスクリプションは、最長4ヶ月が対象

例 1 : 助成対象期間が令和 7 年12月 1 日から令和 8 年 3 月31日までで、月額利用料を翌月に支払う契約の場合、最長で令和 8 年 2 月に使用した分（令和 8 年 3 月中に支払いが終了した分）までが対象

例 2 : 助成対象期間が令和 7 年12月 1 日から令和 8 年 3 月31日までで、前払いで1年分を支払う契約の場合、最長令和 7 年12月 1 日以降の契約日から令和 8 年 3 月31日までが対象



対象となる経費

<感染症対策の物品>

対象経費の一例

マスク
 アルコールスプレー
 防災ウェットティッシュ
 体温計
 救急箱 等

対象経費とはならない一例

空気清浄機
 空間除菌器
 検査薬
 検査サービス 等

非常用・防災用備蓄品リストを参考にしてください。


非常用・防災用備蓄品リスト

【対象外となる経費】

- ・通常業務で使用する汎用性が高いもの
- ・非常用・災害用として不適切なもの

(対象外の一例です。詳細は募集要項をご確認ください)

 →次のページ

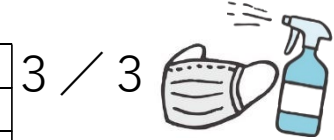
 ←目次へ戻る

対象となる経費 <感染症対策の物品>

注意点

- ・ 従業員用の物品が対象

(来客用、介護施設の利用者、周辺住民に配布 等は対象外)



対象となる経費 ＜感染症対策の物品＞

右に記すリスト内は、
『設置場所の従業員（役員を含む）
× 30,000円』
を上限に申請可能

右に記すリスト内の備蓄品等は、
申請書の8費用明細（1）に記入
それ以外は、
申請書の8費用明細（2）
に記入してください

番号	品名	数量の上限
1	防災セット	BCPに記載の必要量
2	保存水	3L×3日×従業員数分
3	非常食	3食×3日×従業員数分
4	簡易トイレ	BCPに記載の必要量
5	常備用カイロ	BCPに記載の必要量
6	救急箱	BCPに記載の必要量
7	ヘルメット	BCPに記載の必要量
8	ヘッドライト・懐中電灯	BCPに記載の必要量
9	軍手	BCPに記載の必要量
10	寝袋	BCPに記載の必要量
11	マット	BCPに記載の必要量
12	毛布・ブランケット	BCPに記載の必要量
13	レインコート・ポンチョ	BCPに記載の必要量
14	ランタン	BCPに記載の必要量
15	ラジオ	BCPに記載の必要量
16	カセットコンロ	BCPに記載の必要量
17	カセットボンベ	BCPに記載の必要量
18	ライター・点火棒	BCPに記載の必要量
19	給水袋（ポリタンク）	BCPに記載の必要量
20	ポリ袋	BCPに記載の必要量
21	ラップ	BCPに記載の必要量
22	ガムテープ	BCPに記載の必要量
23	防災ウエットティッシュ	BCPに記載の必要量
24	防災用トイレットペーパー	BCPに記載の必要量
25	防災用生理用品	BCPに記載の必要量
26	マスク	2枚×60日×従業員数分
27	アルコールスプレー	5ml×5回×60日×従業員数分
28	ビニール手袋	BCPに記載の必要量

※ 従業員数分には、役員を含めても良い

BCPに記載の必要量は、自社の従業員が使用する分以外が含まれている場合、その分減額となります。



←目次へ戻る

対象となる経費

<土のう、止水板>

対象経費の一例

土のう	
止水板	等

対象経費とはならない一例

土留め等の改良工事	
貯水槽の設置	等

【対象外となる経費】

- ・建物・構築物の建築、増築、改築、改修、および土木工事建物附属設備の設置・補修工事に係る経費等

(対象外の一例です。詳細は募集要項をご確認ください)



→次のページ



←目次へ戻る



対象となる経費 <土のう、止水板>

注意点

- 『ハザードマップ』が必要
- 『ハザードマップ』で浸水地域ではない場合、必要な理由を記入ください。理由によっては、対象外となります。



対象となる経費 ＜耐震診断＞

要件（全て満たす必要があります）

- 申請者の所有する建物であること
- 昭和56年5月31日以前に建築された建物
- 技術評定を実施する耐震診断であること

助成対象となる経費

- 耐震診断に係る直接の経費
- 専門機関が行う技術評価にかかる経費

対象経費とはならない一例

- 賃借している建物
- 建物の所有名義が申請企業以外の名義等

助成対象とならない一例

- 建物の一部の耐震診断
- アスベスト調査
- 危険物施設等の耐震診断
- 建物付属設備のみの耐震診断 等

対象となる経費 <耐震診断>

注意点

- ・ 建物の不動産登記に係る『**履歴事項全部証明書**』が必要（発行後3カ月以内）
- ・ 耐震診断の内容が分かる書類（仕様書）が必要





対象となる経費

<転倒防止装置 等>

対象経費の一例

制震・免震ラック

飛散防止フィルム

転倒防止装置の設置 等

対象経費とはならない一例

制震・免震では無いラック

防犯フィルム 等



→次のページ



←目次へ戻る



対象となる経費 <転倒防止装置 等>

注意点

- 機器の**設置経費**が助成対象となる場合、助成対象額は本体の**25%が上限**となります。
- 労務費については、東京都が定める「**公共工事設計労務単価**」の上限を超えた部分については**対象外**となります。

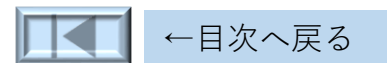


対象となる経費

<NAS、クラウドサービスによる
データのバックアップ>

注意点 (NAS)

- ストレージデバイスに通信機能を備えた機器が対象
- ストレージサーバー、ファイルサーバーは助成対象外
- 予備機は対象外



対象となる経費

<NAS、クラウドサービスによるデータのバックアップ>

注意点 (クラウドサービスによるデータのバックアップ)

- ・サブスクリプション契約・クラウドサービスの初期費用および利用料が対象

※ 但し、設計費、開発費は対象外

- ・サブスクリプションは、最長4ヶ月が対象

例1：助成対象期間が令和7年12月1日から令和8年3月31日までで、月額利用料を翌月に支払う契約の場合、最長で令和8年2月に使用した分（令和8年3月中に支払いが終了した分）までが対象

例2：助成対象期間が令和7年12月1日から令和8年3月31日までで、前払いで1年分を支払う契約の場合、最長令和7年12月1日以降の契約日から令和8年3月31日までが対象



→次のページ



←目次へ戻る

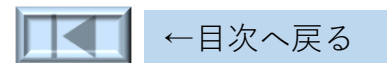
対象となる経費

<NAS、クラウドサービスによるデータのバックアップ>

注意点 (NAS・クラウドサービスによるデータのバックアップ)

- ・ 申請する機器を選定した**根拠** (申請書別紙) の提出が必要

→ 申請書の『別紙_ポータブル電源・NAS等』をご記入ください (次ページ参照)。



対象となる経費

<NAS、クラウドサービスによるデータのバックアップ>

(参考) 申請書別紙記入例

バックアップ用NAS・クラウドサービス選定基準

(注意)最低限必要な保管データ量のNASを選択してください。予備機等は対象外となります。

1)保管データ量

	(想定使用)データ内容	データ量 (GB)			必要GB(合計)	備考
1	過去の業務データ保管量	820			820	
2	現在のプロジェクトに使用	204			204	
3					0	
4					0	
5					0	
6					0	
7					0	
8					0	
合計					1,024	

2)NAS・クラウドサービス保管データ量

	機種名(クラウド名)	容量(GB)	数量	合計容量(GB)	
1	〇〇×× (NASシステム)	1,024	1台	1,024	
2				0	
合計				1,024	

1) 保管データ量の合計と 2) NAS・クラウドサービス保管データ量の合計の数値に乖離があり、2)の合計値の方が大きい場合、助成対象外となることがあります。

1					
2					
合計				0	



←目次へ戻る



対象となる経費

<自社業務の基幹システムのクラウド化>

対象経費

社内のサーバで運用していた基幹システムを既存のSaaSに切り替える

基幹システムとは…在庫や仕入れの管理、販売、生産、会計、人事給与に関するシステムなど（各業務部門での単独での導入も可）

対象経費とはならない一例

オフィスアプリケーション、表計算ソフト等の事務処理用ソフトウェアの導入

自社のサーバをデータセンターへ設置または移設

自社専用業務システムの開発

機能追加が含まれている部分

設計費・開発費・サポート費

等



→次のページ



←目次へ戻る



対象となる経費

<自社業務の基幹システムのクラウド化>

注意点

- ・サブスクリプション契約・クラウドサービスの初期費用および利用料が対象
- ・サブスクリプションは、最長4ヶ月が対象

例1：助成対象期間が令和7年12月1日から令和8年3月31日までで、月額利用料を翌月に支払う契約の場合、最長で令和8年2月に使用した分（令和8年3月中に支払いが終了した分）までが対象

例2：助成対象期間が令和7年12月1日から令和8年3月31日までで、前払いで1年分を支払う契約の場合、最長令和7年12月1日以降の契約日から令和8年3月31日までが対象



→次のページ



←目次へ戻る



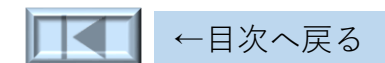
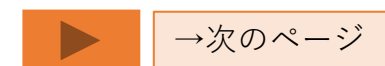
対象となる経費

<自社業務の基幹システムのクラウド化>

注意点

- ・ 設計費・開発費は対象外
- ・ システムの機能説明、概略図、選定理由、現行と移行後の構成図（申請書別紙）の記入が必要

→ 申請書の『別紙_クラウド化』をご記入ください（次ページ以降参照）。



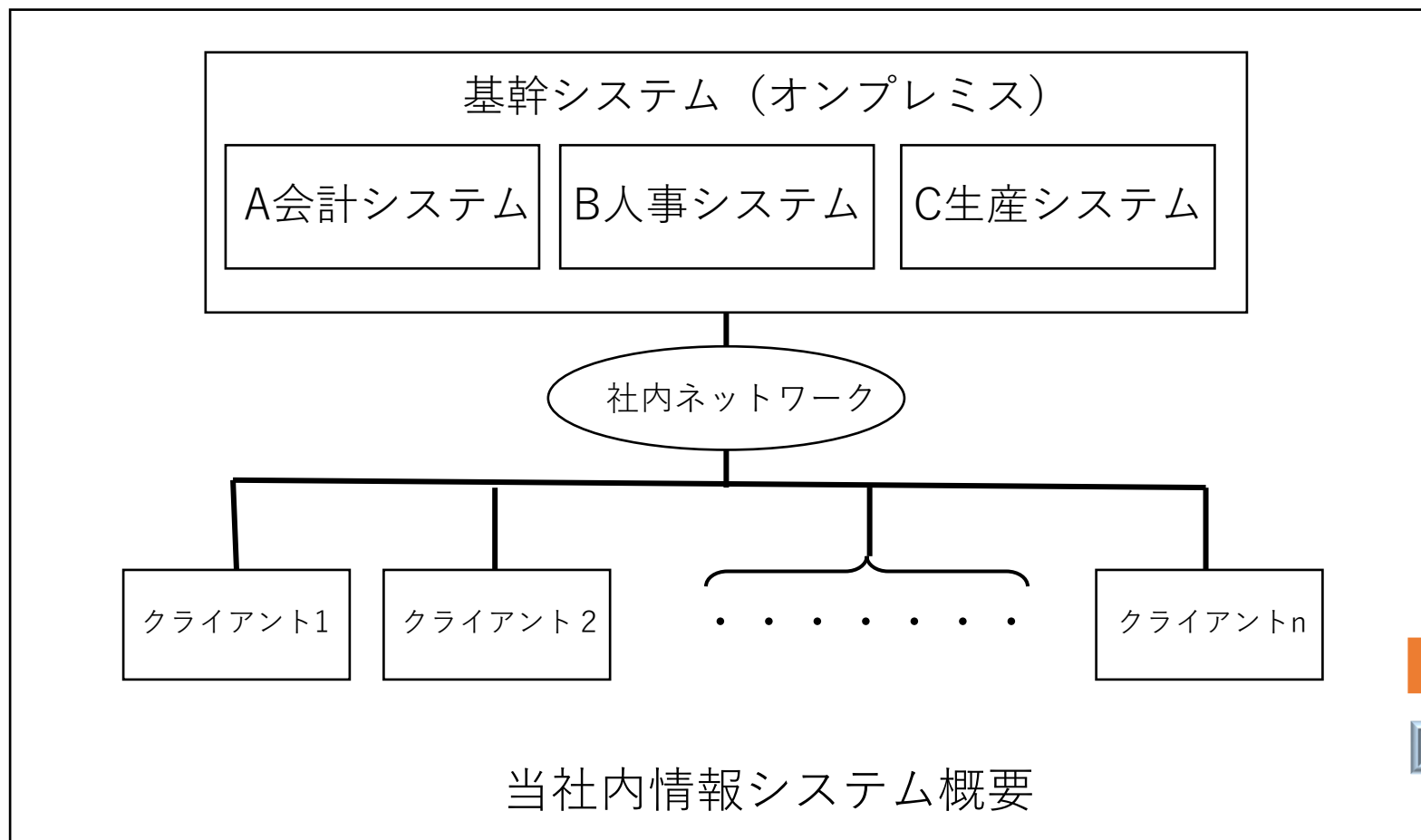


対象となる経費

<自社業務の基幹システムのクラウド化>

<システムの機能説明、概略図、選定理由、現行と移行後の構成図（申請書別紙）>

構成図（現行）



→次のページ



←目次へ戻る

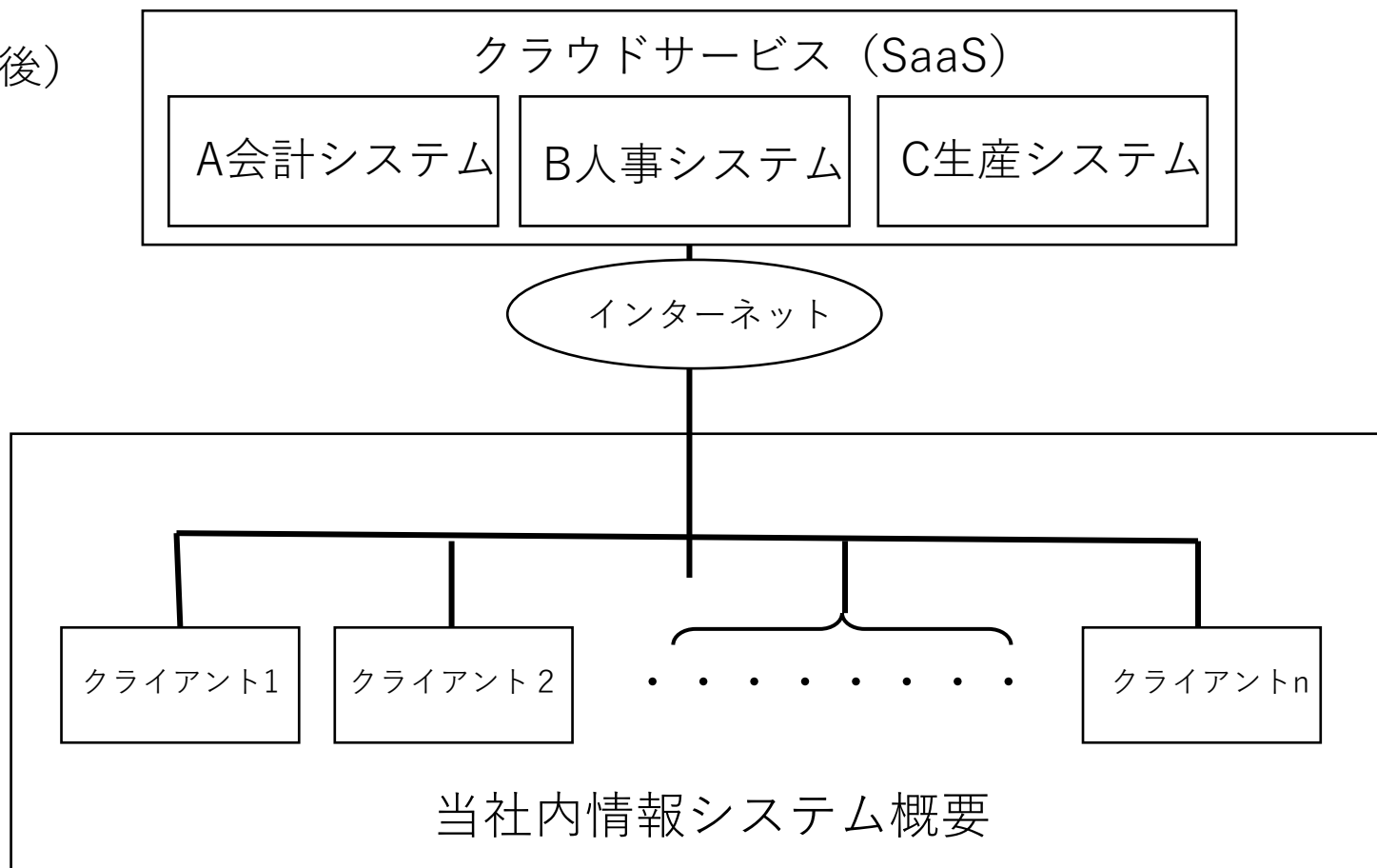


対象となる経費

<自社業務の基幹システムのクラウド化>

<システムの機能説明、概略図、選定理由、現行と移行後の構成図（申請書別紙）>

構成図（移行後）



←目次へ戻る

その他 <対象外となる経費>

対象経費とはならない一例

日常使用可能なモバイルバッテリー

パソコン

電気自動車

扇風機

冷蔵庫

乾電池

保存期間の短い水

中古品

リースで購入した設備

貯水槽の設置

予備機（NAS予備機、ポータブル電源予備機など）

保険料

設計費・開発費 等

【対象外となる経費】

- ・ 消耗品、汎用性の高い備品、機器など
- ・ 車輛
- ・ 通常業務で使用する汎用性が高いもの
- ・ 5年間保存、使用ができないもの
- ・ 非常用・災害用として不適切なもの
- ・ 中古品の購入に係る経費
- ・ リースによる設置や割賦販売で購入する設備に係る経費
- ・ 建物・構築物の建築、増築、改築、改修、および土木工事建物附属設備の設置・補修工事に係る経費等
- ・ 数量・品質・価格的に過剰とみなされる設備を設置する経費

(対象外の一例です。詳細は募集要項をご確認ください)



←目次へ戻る

BCPに必要な項目について

必要な項目

基本方針

想定されるリスク

緊急時の対応

安否確認 避難場所 取引先等の連絡

役割分担

対策本部の設置と役割 設置の基準 地域との連携

事業継続計画 (優先すべき重要業務の特定と目標復旧時間の設定)

事業のリスク分析 復旧計画 (業務復旧再開対応体制と再開プロセス)

BCP発動等の条件

発動条件 解除条件

訓練 (継続的改善プロセスの明確化と訓練計画策定)

BCPの実践に必要な物資 (品名、個数、設置場所、必要理由)

緊急対策のフローチャート

(基幹システムのクラウド化の場合) システムの名称、機能、必要な理由

以下の該当箇所に蛍光マーカー等で明示してください。

- ・ 導入する設備・物品等に関して記述した箇所
- ・ 申請する物品等がどのような目的で必要なのか、その数量・性能なぜ必要なのかについての説明が記載されている箇所
- ・ 審査のポイントになりますので、必ず記載してください。



←目次へ戻る